

- 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第2 中央プロジェクト本部運営事業 1～4 （略） 5 養殖事業性・適正生産管理ガイドラインの策定及び養殖業改善計画の認定等 交付等要綱第3の1の（1）のアの（ウ）の手続は、以下に定めるところによる。 （1）～（4） （略） （5）（10）又は（12）の養殖経営体との間で、以下のいずれかの利害関係がある評価委員会の委員は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該養殖経営体が作成した養殖業改善計画又は<u>養殖業再建・改善計画</u>の審査に加わることはできないこととする。 ア 評価委員会の委員自身が、当該養殖業改善計画又は<u>養殖業再建・改善計画</u>の参加者等名簿に記載されている場合 イ 評価委員会の委員自身が、当該養殖業改善計画又は<u>養殖業再建・改善計画</u>の審査の日から起算して過去1年以内に、当該養殖経営体から謝金・給与等の報酬や寄附を定期的に得ている場合 ウ その他、当該養殖業改善計画又は<u>養殖業再建・改善計</u>	第2 中央プロジェクト本部運営事業 1～4 （略） 5 養殖事業性・適正生産管理ガイドラインの策定及び養殖業改善計画の認定等 交付等要綱第3の1の（1）のアの（ウ）の手続は、以下に定めるところによる。 （1）～（4） （略） （5）（10）又は（12）の養殖経営体との間で、以下のいずれかの利害関係がある評価委員会の委員は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該養殖経営体が作成した養殖業改善計画又は<u>養殖業再建計画</u>の審査に加わることはできないこととする。 ア 評価委員会の委員自身が、当該養殖業改善計画又は<u>養殖業再建計画</u>の参加者等名簿に記載されている場合 イ 評価委員会の委員自身が、当該養殖業改善計画又は<u>養殖業再建計画</u>の審査の日から起算して過去1年以内に、当該養殖経営体から謝金・給与等の報酬や寄附を定期的に得ている場合 ウ その他、当該養殖業改善計画又は<u>養殖業再建計画</u>の審査

画の審査の公平性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係があると認められる場合

(6) ～ (11) (略)

(12) 令和8年熊本地震で被災した養殖経営体は、別記様式第25号に作成した養殖業再建・改善計画を添付して都道府県に提出することができる。

(13) 都道府県は、(12)により提出があった養殖業再建・改善計画について取りまとめ、事業主体が定めた基準を踏まえて養殖経営体の現状と課題の認識や市場動向について、簡易審査を行う。都道府県は、別記様式第26号に取りまとめた養殖業再建・改善計画を添付し、事業主体を経由して評価委員会に当該簡易審査の結果を報告する。

(14) 評価委員会は、(13)により報告があった場合には、交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(iii)に基づき、県の簡易審査結果や事業主体が定めた基準を踏まえて、マーケットイン養殖への転換の実現性及び事業効果について、総合的に養殖業再建・改善計画を審査し、養殖業再建・改善計画を認定(以下「認定養殖業再建・改善計画」)する。評価委員会はその結果を事業主体へ報告する。

(15) 事業主体は、(14)により報告があった認定養殖業再建・改善計画を作成した養殖経営体に対して、別記様式第27号により認定書を通知する。

(16) 令和6年能登半島地震で被災した養殖業経営体は、別記様式第28号に作成した養殖業再建計画を添付して事業主体に提出することができる。

(17) 事業主体は、令和6年能登半島地震で被災した養殖経営体

の公平性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係があると認められる場合

(6) ～ (11) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(12) 令和6年能登半島地震で被災した養殖業経営体は、別記様式第25号に作成した養殖業再建計画を添付して事業主体に提出することができる。

(13) 事業主体は、令和6年能登半島地震で被災した養殖経営体

が作成した養殖業再建計画の提出があった場合には、事業主体が定めた基準を踏まえて審査し、承認（以下「承認養殖業再建計画」）する。事業主体は、別記様式 2 9 号により承認書を通知する。

(18) (略)

(19) 評価委員会は、交付等要綱第 3 の 1 の (1) のアの (ウ) の (iv) に基づき、認定養殖業改善計画、認定養殖業再建・改善計画又は承認養殖業再建計画の実施状況について関係機関と協力して定期的に調査を行い、その結果、当該認定養殖業改善計画、認定養殖業再建・改善計画又は承認養殖業再建計画の進捗が著しく遅れており、又はその実施内容に当該計画と齟齬があると認められる場合には、事業主体に対して当該認定養殖業改善計画、認定養殖業再建・改善計画又は承認養殖業再建計画を取り消すことを勧告できる。また、評価委員会から勧告を受けた事業主体は、当該認定養殖業改善計画、認定養殖業再建・改善計画又は承認養殖業再建計画を取り消すことができる。

(20) ～ (24) (略)

6 (略)

【別記様式第 2 5 号】

番 号
年 月 日

が作成した養殖業再建計画の提出があった場合には、事業主体が定めた基準を踏まえて審査し、承認（以下「承認養殖業再建計画」）する。事業主体は、別記様式 2 6 号により承認書を通知する。

(14) (略)

(15) 評価委員会は、交付等要綱第 3 の 1 の (1) のアの (ウ) の (iv) に基づき、認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画の実施状況について関係機関と協力して定期的に調査を行い、その結果、当該認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画の進捗が著しく遅れており、又はその実施内容に当該計画と齟齬があると認められる場合には、事業主体に対して当該認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画を取り消すことを勧告できる。また、評価委員会から勧告を受けた事業主体は、当該認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画を取り消すことができる。

(16) ～ (20) (略)

6 (略)

(新設)

都道府県知事 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

養殖業再建・改善計画の認定申請書

このことについて、別紙のとおり養殖業再建・改善計画を作成したので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（ウ）の（iii）の認定を受けたく、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の5の（12）の規定により提出します。

【別記様式第26号】

（新設）

番 号
年 月 日

事業主体の
名称及び代表者の氏名 殿

都道府県知事

養殖業再建・改善計画の簡易審査結果について

このことについて、養殖経営体から申請のあった養殖業再建・改善計画について別紙のとおり簡易審査を行ったので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の5の（13）の規定により進達します。

（別紙）

養殖業再建・改善計画の簡易審査結果

養殖経営体名：

チェック

事業趣旨との整合性について

☐

①

令和8年熊本地震で被災した養殖経営体であること

現状把握について

☐

②

市場動向を把握できていること

☐

③

自らの経営事業継続力を把握できていること

☐

④

自らの販売力を把握できていること

☐

⑤

自らの動産価値を把握できていること

☐

⑥

自らの品質生産管理能力を把握できていること

☐

⑦

自らのリスク管理・対策を行う能力を把握できていること

☐

⑧

自らの経営課題を把握できていること

受入態勢について

☐	⑨	円滑な業務遂行のための会計処理体制が組まれていること
<u>防災の取組について</u>		
☐	⑩	計画に災害時でも経営体を継続するための取組が記載されていること
☐	⑪	導入する資材・機材は、災害への強靱性を高める取組が施されたものであること

【別記様式第 2 7 号】

(新設)

番 号
年 月 日

養殖経営体の
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名

養殖業再建・改善計画の認定について

令和 年 月 日付け（番号）で貴殿から都道府県知
事宛てに申請のあった養殖業再建・改善計画について
は、令和 年 月 日に開催された評価委員会の審査の
結果、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱
（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官
依命通知）第3の1の（1）のアの（ウ）の（iii）の認定

をすることとされ、別紙認定書が発給されたので通知する。

※ 認定書を添付のこと

【別記様式第28号】

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

養殖業再建計画の承認申請書

このことについて、別紙養殖業再建計画のとおり再建計画を作成したので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（オ）の承認を受けたく、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の5の（16）の規定により提出します。

【別記様式第29号】 （略）

附 則

【別記様式第25号】

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

養殖業再建計画の承認申請書

このことについて、別紙養殖業再建計画のとおり再建計画を作成したので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（オ）の承認を受けたく、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の5の（11）の規定により提出します。

【別記様式第26号】 （略）

- 1 この通知は、令和８年８月２８日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。